商品説明書（融資）

事業者応援ローン　「スイフト」（オリコ）

（2024 年 4 月 15 日現在）

１．商品名（愛称）	事業者応援ローン「スイフト」
２．ご利用いただける方	当金庫の会員または会員資格を有し、以下のすべての条件を満たす法人および個人事業主のお客さま ①　個人事業主又は年商５億円以下の法人。 ②　個人事業主の場合、申込年齢７５歳以下の方。 ③　当金庫および㈱オリエントコーポレーションの基準により審査し、貸出が適当と認めた方。 ④　過去の貸付に代位弁済、貸倒れがないこと。また、現在利用中の貸付が履行延滞でないこと。
３．資金使途	事業性資金（運転資金・設備資金） ※借換資金は除く
４．お借入金額	５０万円以上５００万円以下（１万円単位）
５．貸付形態	証書貸付
６．お借入期間	１年以上５年以内（１ヶ月単位）
７．担保･保証人	代表者（個人事業主は原則不要）
８．ご返済方法	①　元金均等返済 ②　返済日が休日の場合は、翌営業日とします。
９．金利	①　固定金利 ②　オリコの審査結果により、ファースト・セカンド・サード・フォースの４段階の金利の中から決定します。 ③　現在の金利については、ホームページまたは店頭でご確認ください。
１０．お申込時に ご用意いただくもの	①　本人確認書類 ②　決算書または確定申告書等 ③　その他、金庫および保証会社が信用調査上必要と認めた書類
１１．手数料･保証料	印紙代等諸費用は、別途ご負担いただきます。保証料は金利に含まれます。
１２．苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9 時～17 時、電話：0120-277-622）にお申し出ください。 紛争解決措置　東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」という）または群馬弁護士会（電話：027-233-4804）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）－もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。

◎ ご融資に際しては事前に審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承下さい。

桐生信用金庫